

平成18年7月20日
内閣府（防災担当）

7月20日 事務次官等会議
7月21日 閣議
7月26日 公布（予定）

「平成十六年新潟県中越地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案」について

政令案の概要

建築基準法上、応急仮設住宅は、特定行政庁（都道府県等）の許可を受けることにより建築後最長2年3ヶ月存続することが認められている。

新潟県中越地震については、平成18年12月の応急仮設住宅の存続期間の許可期限到来後もなお相当数の応急仮設住宅が存続せざるを得ない状況にある。

このため、今般、応急仮設住宅の存続期間をさらに延長できるよう、「特定非常災害の被害者の権利利益等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置を内容とする政令改正を行う。

（注）新潟県中越地震については、平成16年11月に「特定非常災害の被害者の権利利益等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特定非常災害として指定し、行政上の権利利益に係る満了日の延長等の措置を行った（「平成十六年新潟県中越地震による災害についての特定非常災害及びこれに適用すべき措置の指定に関する政令」）が、今回はこの政令の一部改正を行うもの。

連絡先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 浅川

TEL 03 - 3501 - 5191

政令第 号

平成十六年新潟県中越地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第二項後段の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十六年新潟県中越地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十六年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条」を「第七条」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。